

震災等災害時のクロザリル処方について

クロザリル適正使用委員会

目次

1	はじめに	2
1.1	目的	2
1.2	前提条件	2
2	災害等発生時の対応	2
2.1	患者が通院中の医療機関へ来院できる場合	3
2.2	患者が通院中の医療機関へ来院できない場合	3
2.2.1	通院可能な別の医療機関があり、血液検査と検査結果入手が可能	3
2.2.2	通院可能な別の医療機関はあるが、血液検査は実施できない	4
2.2.3	医療機関での受診ができない	4
3.	災害等緊急時連絡先	4

1 はじめに

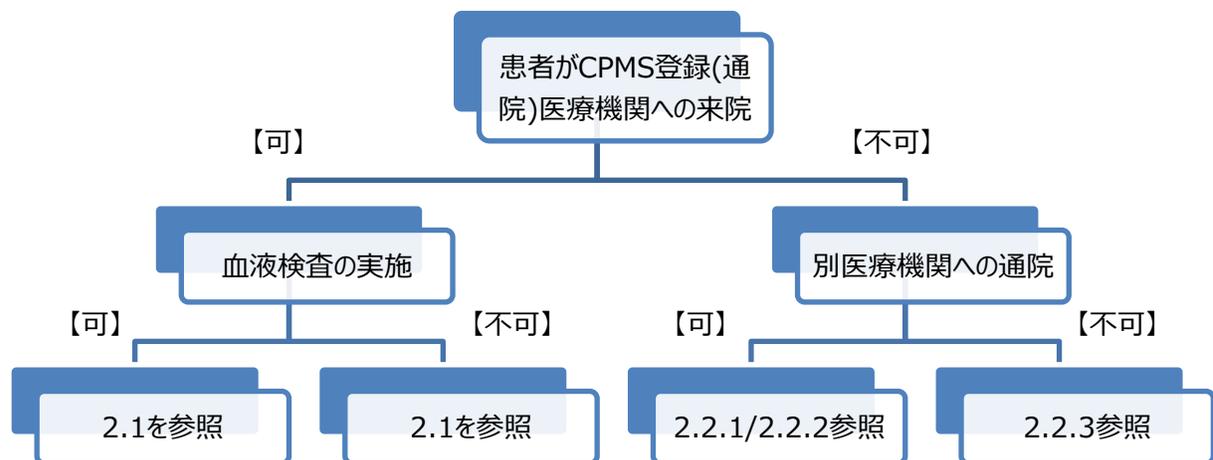
1.1 目的

クロザリルの処方にあたっては、血液検査の実施等の CPMS 規定の遵守が求められるが、震災などの予期せぬ災害が発生した場合、クロザリル処方中の患者に与える影響と安全性の確保を勘案し、クロザリル適正使用委員会として下記の対応方針を作成した。

1.2 前提条件

下記に記載する緊急避難的な対応は、大規模災害等の発生時を想定している。
また、クロザリル適正使用委員会は、災害と医療現場の状況を考慮し、ノバルティス ファーマを通じて、CPMS 登録医療機関と医療従事者へ下記対応の可否を指示することができる。

2 災害等発生時の対応



2.1 患者が通院中の医療機関へ来院できる場合

患者が来院でき、血液検査の実施と検査結果の当日中の入手が可能な場合は、通常どおりに診療を行い、クロザリルを処方してください。

血液検査の実施あるいは検査結果の当日中の入手が不可能な場合は、CPMS 登録医師が問診等を行い、感染症の有無やその他の有害事象など患者状況を確認し、問題がないと判断した場合にのみ、血液検査結果入手可能日までの日数（最長7日分）を考慮して処方してください。問題がないと判断できない場合には、必ず検査結果を確認後、処方の判断を行ってください。

上記の対応を行った際は、下記いずれかの方法で速やかに CPMS センターへ報告してください。

- ① eCPMS を通じて、対応状況を CPMS センターへ報告。
 - ② 電話又は e-mail で患者 ID と対応状況を CPMS センターへ報告
- ① ②の方法で報告ができない場合は、報告可能となった時点で速やかに報告してください。

また、上記の対応を継続せざるを得ない場合は、CPMS センターを通じてクロザリル適正使用委員会の承諾を取得してください。

2.2 患者が通院中の医療機関へ来院できない場合

患者が通院中の CPMS 登録医療機関へ来院できない場合は、まずは、CPMS 登録医療機関であるか否かに関わらず、別の医療機関への通院が可能かどうかを確認してください。

2.2.1 通院可能な別の医療機関があり、血液検査と検査結果入手が可能な場合

CPMS 登録医療従事者は、患者が通院可能な別の医療機関へ血液検査実施を依頼し、その検査結果を確認の上、問題がないと判断した場合は、CPMS 登録医療機関へ通院可能となるまでの日数分（※1）の処方を当該医療機関に依頼してください。

（※1）検査間隔が週1回の患者への処方は、最長7日分とする。

隔週検査に移行している患者への処方は、最長14日分とする。

4週間隔に移行している患者への処方は、最長28日分とする

なお、患者が通院可能な別の医療機関が、CPMS 登録医療機関でない場合、CPMS 登録医（主治医）は、別の医療機関の医師と連携して処方してください。

また、患者が通院可能な別の医療機関が、CPMS 登録医療機関でない場合、ノバルティスファーマ又は CPMS センターへクロザリルの納品を要請してください。

2.2.2 通院可能な別の医療機関はあるが、血液検査は実施できない

CPMS 登録医療従事者は、患者が通院可能な別の医療機関の医師へ、感染症の有無やその他の有害事象など患者状況の確認を依頼し、問題がないと判断した場合は、その医師に CPMS 登録医療機関へ通院可能となるまでの日数分（最長 7 日分）の処方依頼してください。

なお、患者が通院可能な別の医療機関が、CPMS 登録医療機関でない場合、CPMS 登録医（主治医）は、別の医療機関の医師と連携して処方してください。

また、患者が通院可能な別の医療機関が、CPMS 登録医療機関でない場合、ノバルティスファーマ又は CPMS センターへクロザリルの納品を要請してください。

2.2.3 医療機関での受診ができない

何らかの方法（※2）で患者にクロザリルを処方することが可能な場合は、緊急性を含め医師の総合的な判断で慎重に処方（最長 7 日分）を検討してください。また、患者への連絡が可能な場合は、患者の残薬を確認し、服薬量調整を指示することも併せて検討してください。

（※2）保険薬局を通じて処方が可能だが、当該保険薬局が CPMS 未登録薬局の場合は、ノバルティスファーマ又は CPMS センターへクロザリルの納品を要請してください。

上記の 2.2.1、2.2.2、2.2.3 の対応を行った場合は、下記のいずれかの方法で速やかに CPMS センターへ報告してください。

- ① eCPMS を通じて、対応状況を CPMS センターへ報告。
- ② 電話又は e-mail で患者 ID と対応状況を CPMS センターへ報告

① ②の方法で報告ができない場合、報告可能となった時点で速やかに報告してください。また、2.2.1、2.2.2、2.2.3 の対応を継続せざるを得ない場合は、CPMS センターを通じてクロザリル適正使用委員会の承諾を取得してください。

3. 災害等緊急時連絡先

災害等緊急時の連絡先は下記とする。

	連絡先（TEL）	連絡先（メール）	緊急連絡先（TEL）
CPMS センター	0120-977-327	cpms.japan@novartis.com	080-3553-7745
委員会事務局	非公開	clozaril.tekisei@novartis.com	（※3）070-1438-9361

（※3）災害等の緊急時に CPMS センターへ連絡ができない場合のみご連絡ください。

以上

変更履歴

Section	Change	Reason
初版	2014.12.25	第 24 回クロザリル適正使用委員会承認
第 2 版	2018.07.18	「3. 災害等緊急時連絡先」委員会事務局の緊急連絡先 (TEL) 番号変更
第 3 版	2023.04.10	「3. 災害等緊急時連絡先」委員会事務局の緊急連絡先 (TEL) 番号変更
第 4 版	2024.07.11	「2.2.1 通院可能な別の医療機関があり、血液検査と検査結果入手が可能な場合」へ検査間隔 4 週の患者への最長処方日数を追記